

令和5年度 交通災害共済加入者

交通災害
共済とは、



交通事故に遭った場合の救済を目的とした県内全市町村で運営する県民相互救済の制度です。令和5年度の会員を募集しています。

● 加入する場合
 共済期間 4月1日(土)～令和6年3月31日(日) 年間1人500円(中途加入も同額)
 町内会を通じて、または、銀行や農協から申し込んでください。ゆうちょ銀行では申し込みできません

● 共済期間中に交通事故で死傷した場合

● 事故発生日から1年以内に共済見舞金請求書に診断書など必要書類を添えて、市民課、各総合事務所、南・北出張所へ提出。共済見舞金請求書などの書類は提出先にあります。必要書類は個々に異なるため、

請求書を提出する前に問い合わせてください

雁木通りプラザ展示コーナーへの出展作品

市民の趣味活動や創作活動の発表の場として、雁木通りプラザ内に展示コーナーを設けています。

● 市内で活動する個人・団体
 ● ショーケース内への展示に限る
 ● 展示希望日の1週間前までに高齢者支援課

(☎) 025・57520・57

詳しくは



上越市健康づくり推進協議会委員



市の健康づくりに関する施策を総合的・計画的に推進

するための「上越市健康増進計画」に関する事項について意見をいただきます。令和5年度の会議は平日夜間、年5回程度開催します。

● 市内に居住する人 定2人
 ● 任期 4月1日～令和7年3月31日
 ● 報酬 会議の

出席に応じて市が定める額(交通費別途) ○ 選考方法 小論文の内容などを考慮
 ● 応募用紙に必要事項を記入し、小論文を添えて、3月8日(必着)までに、健康づくり推進課(☎025・520・5712)へ。応募用紙は南・北出張所、各総合事務所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

詳しくは



朝市出店者

朝市の出店者を年間を通して、募集しています。自宅の畑で取れた野菜や、果物、趣味で作った雑貨など、さまざまな出店をお待ちしています。



● 時間 二・七の市(大町3丁目地内) 毎月2と7の付く日
 ○ 三・八の市(中央2・3丁目地内) 毎月3と8の付く日
 ○ 四・九の市(大町4丁目地内) 毎月4と9の付く日
 ○ 一の日市(柿崎区住吉町交差点付近) 毎月1の付く日(31日を除く)
 ● 費

1回あたり80円または120円 ※出店方法により手数料が異なります。
 ● 観光交流推進課(☎025・520・5741)

詳しくは



令和5年度 上越緑の少年団



自然を守り育て、豊かな心を育むことを目的に、緑や自然と触れ合う活動を行います。

● 市内小学校の新4年生～新6年生の児童 定30人程度
 ● 市ホームページ掲載の申込用紙に必要事項を記入し、3月20日(月)までに郵送、メール、ファクシミリのいずれかで上越緑の少年団育成会事務局(上越市農林水産整備課内、〒943-8601 上越市木田1-1-3、☎025・520・5759、
 ● E-mail: i-green@city.joetsu.lg.jp

詳しくは

